

改正案	現行
<p>（貸借対照表等の情報の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める規定に規定する措置を執るために使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二十一条第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第十条において同じ。）のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。</p> <p>一 商法第百八十八条第二項第十号（第四号及び第五号に掲げる場合を除く。） 同法第<u>二百八十三</u>条第七項</p> <p>二 商法第四百三十条第三項（同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百八十八条第二項第十号 同法第四百三十条第二項（同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第<u>二百八十三</u>条第七項</p> <p>三 商法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第百八十八</p>	<p>（貸借対照表等の情報の提供を電磁的方法により受けるために必要な事項）</p> <p>第八条 （同上）</p> <p>一 商法第百八十八条第二項第十号（第四号及び第五号に掲げる場合を除く。） 同法第<u>二百八十三</u>条第五項</p> <p>二 商法第四百三十条第三項（同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百八十八条第二項第十号 同法第四百三十条第二項（同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第<u>二百八十三</u>条第五項</p> <p>三 商法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第百八十八</p>

八条第二項第十号 同法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第二百八十三条第七項

四 商法特例法第十六条第七項において読み替えて適用する商法第百八十八条第二項第十号 商法特例法第十六条第五項

五 商法特例法第二十一条の三十一第四項において読み替えて適用する商法第百八十八条第二項第十号 商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する商法特例法第十六条第五項

(電子公告の内容である情報の提供を受けるために必要な事項)

第八条の二 前条(各号列記以外の部分に限る。)の規定は、次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定める事項について準用する。この場合において、同条中「措置を執る」とあるのは「電子公告を行う」と読み替えるものとする。

一 商法第百条第八項第二号(同法第四百四十七条において準用する場合を含む。) 同法第百条第四項(同法第四百四十七条において準用する場合を含む。)

二 商法第百八十八条第三項前段 同法第百六十六条第六項

三 有限会社法第八十八条第三項第二号 同条第一項

2 商法第百八十八条第三項前段の規定により同項前段に規定する法務省令で定める事項を登記する場合には、当該事項であつて同法第百八十三条第四項又は商法特例法第十六条第二項の規定による公告の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であつて当該公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

八条第二項第十号 同法第四百八十三条ノ二第二項において準用する同法第二百八十三条第五項

四 商法特例法第十六条第五項において読み替えて適用する商法第百八十八条第二項第十号 商法特例法第十六条第三項

五 商法特例法第二十一条の三十一第四項において読み替えて適用する商法第百八十八条第二項第十号 商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する商法特例法第十六条第三項

(新設)

(電子公告を行うための電磁的方法等)

第十条 商法第百六十六条第六項(同法第四百八十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。)に規定する法務省令で定める電磁的方法並びに同法第二百八十三条第七項(同法第四百三十条第二項(同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第四百八十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。)及び同法特例法第十六条第五項(商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子公告に準ずるものとして法務省令で定めるものは、第六条第一項第一号に掲げる方法のうち、会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

(貸借対照表等の記載事項等)

第三十四条 貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に記載すべき事項及びその記載の方法並びに商法第二百八十三条第四項若しくは第五項又は商法特例法第十六条第二項(商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により公告すべき貸借対照表及び損益計算書並び

(貸借対照表等の情報を電磁的方法により提供する措置を行うための電磁的方法)

第十条 商法第二百八十三条第五項(同法第四百三十条第二項(同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第四百八十三条ノ二第二項並びに商法特例法第十六条第三項(商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する法務省令で定める電磁的方法は、第六条第一項第一号に掲げる方法のうち、会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものとする。

(貸借対照表等の記載事項等)

第三十四条 貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に記載すべき事項及びその記載の方法並びに商法第二百八十三条第四項又は商法特例法第十六条第二項(商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により公告すべき貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの要旨の記載方法は、この章の定めるところによる。

にこれらの要旨の記載方法は、この章の定めるところによる。

(営業報告書)

第百三条 営業報告書には、次に掲げる事項その他計算書類作成会社の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一 〇六 (略)

七 上位七名以上の大株主及びその持株数の数並びに当該大株主への出資の状況(出資の比率を含む。)

八 〇一 (略)

二 〇四 (略)

(中間配当における控除額及び加算額)

第百二十五条 (略)

2 商法第二百九十三条ノ五第三項第七号に規定する法務省令に定める額は、次に掲げる額とする。(略)

(削る)

一 (略)

二 (略)

(署名等)

第百三十一条 商法特例法第十三条第一項の監査報告書には、次項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がその資格を記載して署名押印しなければならない。

(営業報告書)

第百三条 (同上)

一 〇六 (同上)

七 上位七名以上の大株主及びその持株数の数並びに当該大株主への出資の状況(議決権の比率を含む。)

八 〇一 (同上)

二 〇四 (同上)

(中間配当における控除額及び加算額)

第百二十五条 (同上)

2 (同上)

一 最終の決算期後資本又は資本準備金若しくは利益準備金を使用し、又は減少して資本の欠損のてん補に充てた額

二 (同上)

三 (同上)

(署名等)

第百三十一条 商法特例法第十三条第一項の監査報告書には、次項に規定する場合を除き、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者がその資格を記載して署名押印しなければならない。この場合

-
- 一 会計監査人が公認会計士である場合 当該公認会計士
 - 二 会計監査人が監査法人である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者
 - イ 当該監査報告書が指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。次項において同じ。）に係るものである場合 当該指定証明に係る特定指定社員（同項に規定する指定社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。次項において同じ。）
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該監査法人の代表者及び特定社員（当該代表者以外の当該監査法人の社員であつて、当該監査の職務を行ったものをいう。次項において同じ。）
- 2
- 一 商法特例法第十三条第五項前段において準用する商法第二百八十一条第三項の規定により監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行わなければならない。
 - 一 会計監査人が公認会計士である場合 当該公認会計士
 - 二 会計監査人が監査法人である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者
 - イ 当該電磁的記録が指定証明に係るものである場合 当該指定証明に係る特定指定社員
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該監査法人の代表者及び特定

-
- において、会計監査人が監査法人であるときは、その職務を行った社員も署名押印しなければならない。
- 2
- 一 商法特例法第十三条第五項前段において準用する商法第二百八十一条第三項の規定により監査報告書の作成に代えて電磁的記録の作成をする場合においては、これを作成した公認会計士又は監査法人の代表者は、その氏名及び資格を記録し、当該電磁的記録に記録された情報について電子署名を行わなければならない。この場合において、会計監査人が監査法人であるときは、作成の職務を行った社員の氏名をも記録し、当該社員も電子署名を行わなければならない。

社員

(債権者保護手続における貸借対照表に関する事項)

第九十八條 商法第三百七十四條ノ四第一項、第三百七十四條ノ二十第一項、第三百七十六條第一項(同法第二百八十九條第四項において準用する場合を含む。)及び第四百十二條第一項に規定する法務省令に定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表又はその要旨につき商法第二百八十三條第四項若しくは第五項又は商法特例法第十六條第二項(商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により公告をしている場合には、次に掲げるものを
イ、ロ (略)

ハ 電子公告により公告をしているときは、商法第八十八條第三項前段に掲げる事項

二 貸借対照表につき商法第二百八十三條第七項又は商法特例法第十六條第五項(商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する措置を執っている場合には、商法第八十八條第二項第十号に掲げる事項

(債権者保護手続における貸借対照表に関する事項)

第九十八條 (同上)

一 貸借対照表又はその要旨につき商法第二百八十三條第四項本文又は商法特例法第十六條第二項(商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により公告をしている場合には、次に掲げるもの

イ、ロ (同上)

(新設)

二 貸借対照表につき商法第二百八十三條第五項又は商法特例法第十六條第三項(商法特例法第二十一條の三十一第三項において準用する場合を含む。)に規定する措置を執っている場合には、商法第八十八條第二項第十号に掲げる事項